

令和4年10月20日

指定相談支援事業者等連絡会議

発達障害のある人の 支援の取組みについて

北九州市 保健福祉局
精神保健・地域移行推進課

本日の内容

- 1 発達障害について
- 2 発達障害に関する法律
- 3 発達障害に関する支援等

1 発達障害について

発達障害について

＜「発達障害者支援法」における定義＞

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

発達障害について

＜発達障害とは＞

- ◆ 生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、低年齢のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態（知的発達のレベルもさまざま）。
- ◆ 「先天的なハンディキャップなので、ずっと発達しない」のではなく、発達のしかたに生まれつき凸凹がある障害。
- ◆ 一見ただけではわからない障害であるため、誤解を受けやすい。➡ 本人の生きづらさや養育者の悩みにつながる。
- ◆ 診断がついていなくても、似たような特性を持つ人は多い。
- ◆ 本人や家族・周囲の人が、特性に応じた日常生活や学校・職場での過ごし方を工夫することで、持っている力を活かしやすくなったり、日常生活の困難を軽減させたりすることができる。

発達障害について



出典元：国立障害者リハビリテーションセンター
発達障害情報・支援センター

発達障害について

<自閉スペクトラム症（ASD）>

◆ 特 徴

主に3つの特徴がある（三つ組みの障害）

- 社会性（対人関係）の障害
 - ・ 関わり方が一方的でマイペース
 - ・ 場の雰囲気を読み取れない など
- コミュニケーションの障害
 - ・ 人の気持ちを想像することが苦手
 - ・ 言葉の裏の意味が分からない など
- 想像力の障がいと特異的な行動
 - ・ 興味が偏る（きわめて限定され執着する興味）
 - ・ 常同的な動作を繰り返す など

発達障害について

<注意欠陥・多動症（ADHD）>

◆ 特 徴

- 「不注意」・・・物をよく紛失する、忘れ物が多い、気が散りやすい など
- 「多動性」・・・じっとしていない、着席すべき場面で離席しやすい、手足をそわそわする など
- 「衝動性」・・・順番を待つことが苦手、質問が終わる前に答える など
- 症状のいくつかが12歳以前から認められ、2つ以上の状況（家庭、学校、職場等）で障害となっている。

発達障害について

<限局性学習症（LD）>

◆ 特 徴

- 知能の発達に遅れはないが、「読む・書く・計算する」のいずれかの障害がある。
（読んだことの意味理解が困難、書字が困難、数の理解や計算が困難 など）
- 文部科学省では、「全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである」と定義。

2 発達障害に関する法律

発達障害に関する法令

<発達障害に関する法令>

1 発達障害者支援法（平成16年制定）

○ 目的（第1条抜粋）

「発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する」こと。

○ 基本理念（第2条の2）

「発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。」

発達障害に関する法令

<発達障害に関する法令>

2 障害者基本法（昭和45年制定）

○ 目的（第1条）

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的。

○ 障害者の定義（第2条第1号）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

※ 「発達障害者」は平成23年の法改正により明記。

発達障害に関する法令

＜発達障害に関する法令＞

3 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）（平成25年制定）

- 障害を理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけない。
- 社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること。
- 国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるためのとりくみを行わなければならない。





3 発達障害に関する 支援等

発達障害に関する支援等

<本市における支援の取組み>

1 発達障害者支援センターつばさ

連絡先：093(922)5523

- 発達障害に関する相談に応じる機関
- 月曜～金曜 8:30～17:00
- 電話、Email、来所、訪問
- 内容
相談支援、発達支援、就労支援、
機関コンサルテーション、研修・
普及啓発 など



北九州市発達障害者支援センター
つばさ

北九州市発達障害者支援センター「つばさ」は、関係機関と連携を図り、北九州市内にお住まいの自閉症などの発達障害のあるご本人やご家族のみならず、安心して施設で暮らすことができるようお手伝いします。

北九州市発達障害者支援センター「つばさ」

TEL・FAX 093(922)5523 (または、こちらにお電話ください)
E-mail kitakyu.tsubasa@kitaq-src.jp
ホームページ <http://www.tsubasa.kitaq-src.jp>

「つばさ」の使命は、「障害への偏見なく、誰もが輝ける社会」の実現です。障害のある方、障害のない方、ともに生き生きと暮らすための支援をさせていただきます。

発達障害に関する支援等

<本市における支援の取組み>

2 ペアレント・メンターの養成・活用



- 発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の保護者を、支援が必要な保護者に対し相談や情報提供等を行う「ペアレント・メンター」として養成。
- 子育てに悩む保護者の精神的な支えとなったり、適切な機関へつないだりする活動等により、地域における当事者同士の支え合いを推進する。

発達障害に関する支援等

ペアレント・メンター事業のご紹介

ペアレント・メンターってどんな人？

○発達障害に関して、さまざまな子育ての悩みを抱える親の話の聞いたり、地域の資源に関する情報提供などを行ったりする先輩保護者のことを、ペアレント・メンターと呼びます。

○発達障害のある子どもを育ててきた先輩保護者（ペアレント・メンター養成講座基礎研修を受講済）が、同じ子育て経験をもつ親として、葛藤や不安に共感しながら、寄り添うことができます。

（これまでのメンター派遣の例）

- ・市が主催する「気になる子どもの相談カフェ」で、相談者の悩みを聞きました。
- ・少人数の保護者交流会で、子育て経験を話しました。



例えば、こんなときに…

子どもに、
どう接して良いか、
分からない

子どもの行動について、
気になるけれど、
どうすればいいのか、
分からない

子どもについて、
学校にはどう
伝えれば
いいのか



自分の気持ちを
誰かに共感して
ほしい

大人の発達障害の支援は、
どんなものがあるのか

○ペアレント・メンター派遣の際は、相談支援員(つばさ)が同行いたします。

○ペアレント・メンター事業申し込みにつきましては、つばさにご連絡下さい。

お問い合わせ

北九州市発達障害者支援センターつばさ
TEL/FAX : 093 - 922 - 5523 e-mail : kitaqy.tsubasa@kitaq-src.jp
〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10-2



※本事業は、「社会福祉法人北九州市福祉事業団」が北九州市から委託を受けて実施しています。

発達障害に関する支援等

<本市における支援の取組み>

3 発達障害に関する相談カフェの開催①

- 「子どもの行動について気になる」など、発達障害に関する子育ての悩みを抱える保護者の話を、同じ子育て経験を持つ「ペアレント・メンター」が聴き、共感し寄り添うとともに、地域資源の情報提供等を行う。
- 令和4年度は毎月1回開催（13:00～14:30）
 - ・ 偶数月 → 小倉北区
 - ・ 奇数月 → 八幡西区
- 事前に申込みが必要
 - ・ 申込みなどについては、市政だよりなどでお知らせ。



発達障害に関する支援等

<本市における支援の取組み>

3 発達障害に関する相談カフェの開催②

- 参加者数

令和3年度	8名
令和4年度（4～10月）	8名
- 相談内容
子どもとの接し方や対応方法など、子育てに関するものが多い。
- 参加者からは「満足した」との評価を受けている。



発達障害に関する支援等

～発達障害に関する相談カフェ～

開催のお知らせ！！

子どもの発達障害について悩んでいる方、どうすれば良いか分からない方、子どもの発達障害がまだ、なかなか理解が得られず、なかなか改善が見られない方は、

子どもの行動について悩むけれども、どうすればいいかわからないという悩みを抱える保護者のみなさん、お母さんたちが気軽に楽しく育児の悩みを話せる場として「発達障害に関する相談カフェ」を開催します。

カフェでは先輩お母さんへのアレンターや行動が気になる子どもについての相談可能なスタッフが待機しております。

会場は、**鎌倉市自立支援ショップ「一丁目の元氣」**（川崎市中原区1-6-1）と**八幡岡の「鎌倉市生涯学習センター」**（川崎市中原区1-2-3 番36号）です。

お申し込みをお待ちしております。是非お気軽にご参加ください。



【予約可能な開催日】

日時	場所	時間
令和4年4月17日（日）	鎌倉市自立支援ショップ「一丁目の元氣」	13:00～14:30
令和4年5月26日（木）	鎌倉市生涯学習センター	13:00～14:30
令和4年6月19日（日）	鎌倉市自立支援ショップ「一丁目の元氣」	13:00～14:30
令和4年7月28日（木）	鎌倉市生涯学習センター	13:00～14:30
令和4年8月21日（日）	鎌倉市自立支援ショップ「一丁目の元氣」	13:00～14:30
令和4年9月29日（木）	鎌倉市生涯学習センター	13:00～14:30
令和4年10月18日（日）	鎌倉市自立支援ショップ「一丁目の元氣」	13:00～14:30
令和4年11月24日（木）	鎌倉市生涯学習センター	13:00～14:30
令和4年12月18日（日）	鎌倉市自立支援ショップ「一丁目の元氣」	13:00～14:30
令和5年1月26日（木）	鎌倉市生涯学習センター	13:00～14:30
令和5年2月19日（日）	鎌倉市自立支援ショップ「一丁目の元氣」	13:00～14:30

※ 日程は変更する場合があります。

【問い合わせ先】

〒223-0292 川崎市中原区大田町1-1-1 川崎市生涯学習センター
 電話 044-234-1111（直通） 044-234-1130
 住所 川崎市中原区大田町1-1-1

発達障害に関する支援等

<本市における支援の取組み>

4 世界自閉症啓発デーに伴う啓発活動

- 4月2日の世界自閉症啓発デーの啓発期間中（毎年4月2日～4月8日）に、多くの方に発達障害を理解していただくための取組みを実施。

<取組み>

- ◆ 小倉城や門司港駅舎等の施設をブルーにライトアップ
 - ◆ 市内の図書館、ウェルとばた、北九州市障害者スポーツセンターアレアスに、専用の展示・啓発コーナーを設置（関連図書を紹介、発達障害の特性や対応に関するパネル展示）
- 発達障害に関する当事者団体、発達障害者支援センターつばさと協働して実施。

発達障害に関する支援等

<発達障害に関する情報>

(1) 北九州市ホームページ（発達障害関連）

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/hohuku/32100001_00036.html

(2) 発達障害者支援センターつばさ

<http://www.tsubasa.kitaq-src.jp/>

(3) 厚生労働省（発達障害ナビポータル）

<https://hattatsu.go.jp/?wpmeteordisable=1>



ご清聴ありがとうございました

